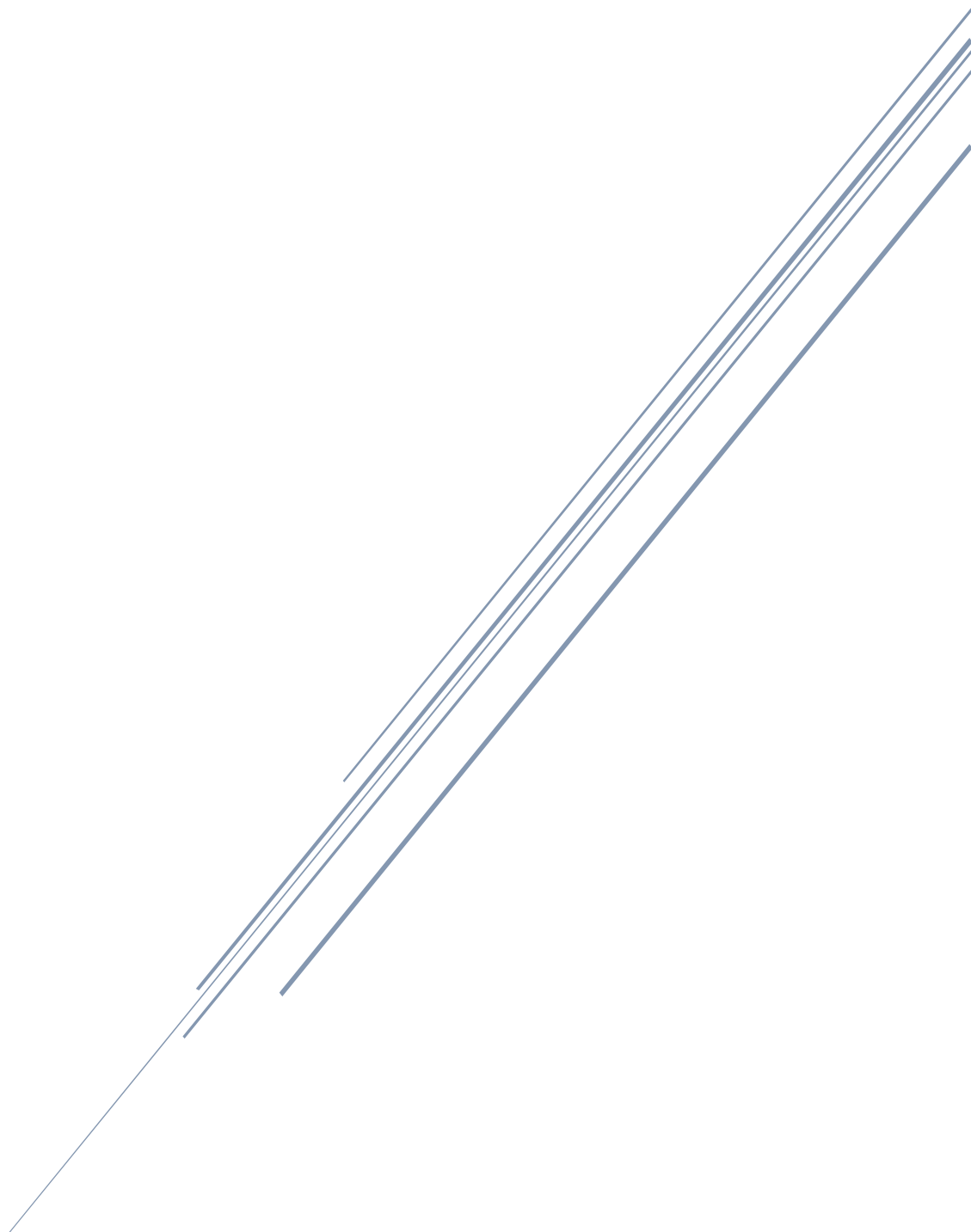


子どもの権利に関する条例市民モニター会議について 令和3年度報告書 No.7



総合政策部 人権推進課

今年度の実施内容

1. アンケート(子ども市民モニター)

1. 実施形態	新型コロナウイルス感染予防のため、前年度と同様、アンケート形式によりモニター委員の意見を集約
2. 市民モニター	子ども市民モニター25名(市内中学校の生徒会役員:西信達中5名、信達中10名、一丘中8名、泉南中2名)
3. 検証内容	1.みんなに子どもの権利条例を知ってもらえているかどうか(「条例の実施と広報」条例第15条第2項) 2. 子どもの「休息や余暇、遊び」そして「居場所」について(「子どもの居場所づくり」条例第7条)
4. 検証方法	送付資料を確認の上、各自でアンケートに記入し提出する
5. 送付書類	・冊子「泉南市子どもの権利に関する条例」 ・アンケート ・返信用封筒
6. 配布方法	学校を通じて配布、回収
7. 配布日	令和3年10月4日(月)
8. 提出期限	令和3年10月29日(金)

2. アンケート(一般市民モニター)

1. 実施形態	前年度と同様にアンケート形式によりモニター委員の意見を集約
2. 市民モニター	一般市民モニター8名(うちアンケート回収5名)
3. 検証内容	1.みんなに子どもの権利条例を知ってもらえているかどうか(「条例の実施と広報」条例第15条第2項) 2. 子どもの「休息や余暇、遊び」そして「居場所」について(「子どもの居場所づくり」条例第7条)
4. 検証方法	送付資料を確認の上、各自でアンケートに記入し提出する
5. 送付書類	・冊子「泉南市子どもの権利に関する条例」 ・アンケート ・返信用封筒
6. 配布方法	郵送
7. 配布日	令和3年11月26日(金)
8. 提出期限	令和3年12月10日(金)

3. 意見交換(一般市民モニター)

1. 日時	令和4年1月15日(土)午後2時～午後4時
2. 場所	泉南市立市民交流センター2階 大会議室
3. 内容	1.自己紹介・ウォーミングアップ 2.市民モニター委員の役割について 3.第9次泉南市子どもの権利条例委員会報告について 4.モニタリング (検証テーマ1)みんなに子どもの権利条例を知ってもらえているかどうか(「条例の実施と広報」条例第15条第2項) 5.休憩 6.モニタリング (検証テーマ2)子どもの「休息や余暇、遊び」そして「居場所」について(「子どもの居場所づくり」条例第7条) 7.ふりかえり 8.アンケート記入
4. 参加者	一般市民モニター6名 子どもの権利条例委員2名(青木委員・前田委員) 事務局2名
5. 配布書類	次第 アンケート結果報告書(子どもモニター分) アンケート結果まとめ(一般市民モニター分) 第9次泉南市子どもの権利条例委員会報告書
6. その他	2022じんけんカレンダー、子どもの権利条例クリアファイルを配布

(目次)

1.アンケートまとめ(子ども市民モニター分).....	2～12 ページ
2.(参考)子ども市民モニターアンケート.....	13～18 ページ
3.アンケートまとめ(一般市民モニター分).....	19～26 ページ
4.(参考)一般市民モニターアンケート.....	27～33 ページ
5.意見交換会まとめ(一般市民モニター).....	24～38 ページ

1.アンケートまとめ(子ども市民モニター分)

検証テーマ 1.

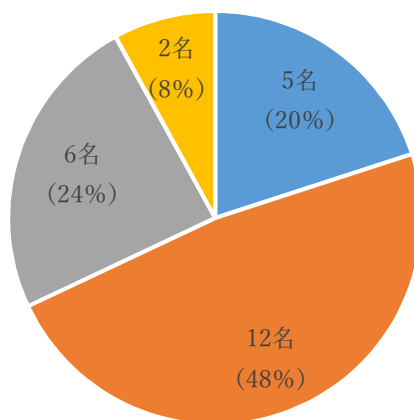
みんなに子どもの権利条例を知ってもらえているかどうか(条例第 15 条第 2 項)

(質問項目★1)

あなたは、泉南市の子どもの権利条例について、どんなふうに知っていますか (○はひとつ)。

【結果】

- ① …5名 (20%)
- ② …12名 (48%)
- ③ …6名 (24%)
- ④ …2名 (8%)



- ①条例があることを今回モニターになって初めて知った
- ②条例の名前は知っていたが内容はまだあまり知らない
- ③「子どもにやさしいまち」をめざす条例だということは知っていた
- ④条例の内容とともに条例に基づいて行われている事業や活動もある程度知っている

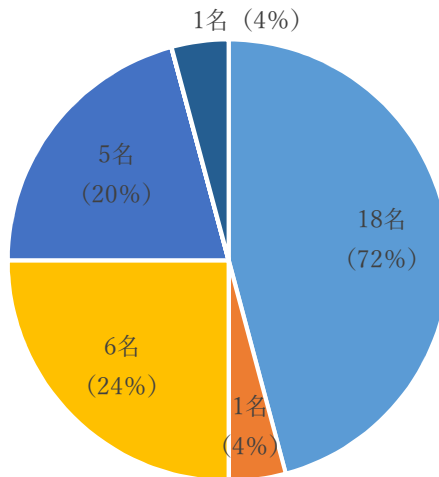
(質問項目★2)

上の問いで①～③と答えた人のみ、お答えください。

あなたは泉南市の子どもの権利条例をどこで知りましたか (○はいくつでも)。

【結果】

- ① …18名 (72%)
- ② …1名 (4%)
- ③ …0名 (0%)
- ④ …6名 (24%)
- ⑤ …5名 (20%)
- ⑥ …0名 (0%)
- ⑦ …1名 (4%)



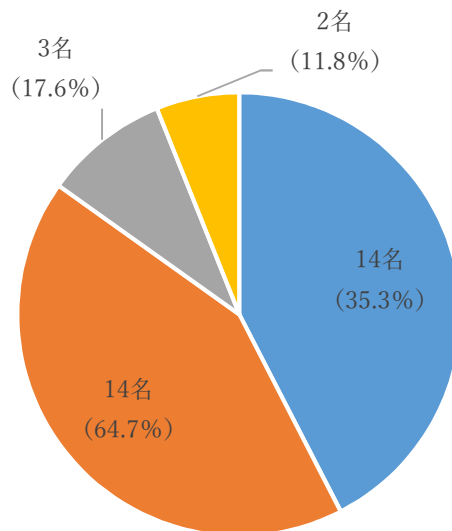
- ①学校
- ②市ホームページ
- ③広報せんなん
- ④子どもの権利の日チラシ
- ⑤子ども会議パンフレット
- ⑥子どもの権利の日マスク
- ⑦その他

(質問項目★3)

あなたのご家族のうち、おとなの方(18歳以上)は、この条例をどんな風に知っていますか。何人でも結構ですから、聞いてみてください。そして、その結果(人数)を()に書いて下さい。

【結果】

- ① …14名 (56%)
- ② …14名 (56%)
- ③ …3名 (12%)
- ④ …2名 (8%)



- ①そんな条例があることを今回初めて知った
- ②条例の名前は知っていたが内容はまだあまり知らない
- ③「子どもにやさしいまち」をめざす条例だということは知っていた
- ④条例の内容とともに条例に基づいて行われている事業や活動もある程度知っている

(質問項目★4)

泉南市子どもの権利条例を、子どもにもおとなにも、もっと広く知ってもらうために、★2の取り組みの他に

①どんなことをしたらいいと思いますか。あなたの意見を書いてください(ご家族と相談しても構いません。)

【居場所の中での広報】

- ・みんながおもっていることを話せる場。
- ・一緒に触れ合って交流を深める。

【広報の方法】

- ・SNS などを使って、子どもやおとなに知ってもらう。そうすれば多くの人々に知ってもらえると思う。
- ・トラックに書いて走る。
- ・テレビなどで紹介する。
- ・You Tube チャンネルを開設してそこで宣伝する。
- ・様々な人が参加しやすいイベントをする。
- ・教室などの壁のどこかにポスターをはる。
- ・拡声器付きの車で言いながら巡回する。
- ・みんなにチラシを配る。(学校・家)
- ・大人の場合、家に権利条例のパンフレットを配達したり、実際に権利条例の説明会を開いたり、インターネットに出す。
- ・ウエットティッシュなどの配布をすればいいと思う。
- ・子どもたちに権利条例を詳しく書いた手紙を配る。
- ・子どもの権利条例の説明を全体的にまとめた動画をとる。
- ・You Tube の広告は、流す地域が限定できるので、大阪限定で子どもの権利条例の広告を流す。大阪限定の理由は、ほかの県だとあまり興味を持たれず効果がないと思ったため。
- ・体育祭や合唱コンクールの案内等の紙の隅っこや下に紹介する文を書く(写真なども)。行事の案内だったら大人も子どもも目を通すと思ったため。
- ・かわいいポスターを作ったりする。
- ・大人に向けての読みやすいパンフレットの作成、ポスティング。
- ・ポスターなどを多くの目につきやすいところにはる。
- ・コマーシャルをつくる。

【学校の授業で】

- ・私たちの年代はあんまりチラシとか読まないと思うし、ネットもそういうページをそもそも見ないので、小学生ぐらいのうちから知れていたらいいのかなって思いました。取り組みについての話をするだけでも全然変わってくるのではって考えます。
- ・子どもの場合、道徳や総合などの授業時間に権利条例の説明や話し合ったりすること。
- ・学校の先生に積極的に泉南市子どもの権利条例の話をしてもらう。
- ・子どもの権利条例を1回でも授業にしてみると誰もがいやでも耳に入ると思います。

- ・学校の方から紙やパンフレットを生徒に配り、先生が軽く生徒たちに聞かせる。
- ・集会などの集まったときに1つの題としてみんなに話す。
- ・子どもの意見をとり入れる。
- ・もっとたくさんの人に知ってもらえるために、学校の授業に取り入れたりしてもっと詳しく教える。
- ・小中学校に1人、専門の先生をつけ、子どもの権利について聞けたり、守られていないような場面があれば、指摘をする。
- ・学校でチラシを配ってみる。
- ・授業で取り入れてみる。
- ・学校の総合・学活の授業の時に教えてもらう。

【その他】

- ・わからない。

②冊子「子どもの権利条例」に書いている子どもの権利条例の内容(前文から第17条まで)の中で、「これは特にみんなに知ってもらいたい」と思うことは、どんなことですか。あなたの意見を書いてください(ご家族と相談しても構いません。)

【第4条(子どもの意見表明と参加)】4名

- ・自分の意見をはっきり言えずに流されてしまう子をよく見かけるので、もっと簡単どころからでいいから自主的に発言できる場をつくってほしいです。
- ・大人の見解も大切ですが、子どもの意見を学校や家で聞くことにより、今よりも、もっと良くなると思ったから、知ってもらいたい。
- ・子どもだからといって、出過ぎない必要はない。むしろ積極的に意見を出したらいいと思う。

【第5条(せんなん子ども会議)】2名

- ・みんなの思っていることが聞ける。
- ・みんなが住みやすいように会議をするところです。僕も入っていたのでもっと知ってほしいです。

【第6条(子どもの相談と救済)】6名

- ・いじめなどが原因で学校に来れていない生徒が多数います。その生徒たちにこのことを知ってもらい、学校に来たくなるようにする。
- ・1人1人が誰かに相談したいことは絶対あると思うし、それでも周りに言えないという人も少なくはないと思う。だから、相談しやすい環境を作っておいてほしいと思ったから。
- ・もしいじめられても相談できる場所があること。
- ・いじめなどで死人がでているのでその死人を減らしたい。
- ・相談することができるということ。
- ・子ども自身が必要とする相談と救済を受けることができるということ。

【第7条(子どもの居場所づくり)】7名

- ・子どもは休息、余暇、遊び、学び、文化的及び芸術的生活への参加の権利をもっていて、そして、そ

れらは子どもにとってとても大事だから。

- ・大人の言うことだけにしばられず、自分のしたいこと、自分の考えを理解してくれる場所があるということ。一人一人が安心して楽しく暮らせるように、その落ち着く場所や自分の思いを出せる場所をもっと作るとよいと思いました。←子どもの場所提供のアンケートをとる。
- ・居場所づくりをしていることをあんまり知らない人が多いし、コロナ禍なので良いと思う。
- ・いじめやいづらいなどの理由で居場所がない子どもに知ってもらいたい！
- ・子どもの居場所が無くなってしまうと、たくさんの経験ができなくなってしまうからです。

【第8条（子どもの権利に関する学習と教育）】1名

- ・先生方だけでなく親ももっと設ける。

【その他】

- ・おなかですいている人をへらす。
- ・虐待をへらす。
- ・ネグレクトをへらす。
- ・とくにない。
- ・わかりません。
- ・子どもの権利があること。それを奪うような行動は大人はしてはいけない。

検証内容1の結果から

子どもの権利に関する条例については、子どもモニター25名中20名(80%)が何らかの形で子どもの権利条例を知っていると回答しています。しかしながら、「事業や活動もある程度知っている」と回答した人は2名(8%)となっており、内容まで周知できていないことがわかります。また、昨年度のアンケートに引き続き、条例を知らないと回答した人が5名(20%)もることから、まだまだ周知に課題が残っています。

また、昨年度は、子どもの権利の日にちなんでチラシやマスクを配布する際に、学校の先生に協力していただき、子どもの権利の日を意識してもらえるような呼びかけを行ったにも関わらず、「子どもの権利の日マスク」で条例を知ったと回答した人がいなかったことは非常に残念です。なお、⑦その他の回答は「前回のモニター委員アンケート」となっています。質問項目★4に記載してもらった意見なども参考にしながら、より広く周知できるよう条例の啓発方法について検討していく必要があります。

また、まわりのおとながどれくらい条例を知っているかという質問に対して、14人(35.3%)の人が知らないと回答、また、条例を内容まで把握しているかという部分については、子どもたちより把握していないことがわかりました。子どもの権利に関する学習については、就学前施設を利用する保護者等を対象に実施しているものが多く、もっと幅広く市民の方に権利学習の機会を提供していく必要があります。

最後に、子どもたちが特に伝えるべきであるとする条文については、第7条(子どもの居場所づくり)と回答した人が7名(28%)となっており、居場所があるかどうかということは子どもたちにとって一番身近で関心のある問題であると感じていることがわかりました。続いて、第6条(子どもの相談と救済)が6名(24%)と続いており、子どもたちが悩んだりしたときに、その悩みを一人で抱えることがないよう、子どもたちが相談しやすい環境づくりとその周知が求められていることがわかります。

検証テーマ 2. 子どもの「休息や余暇、遊び」そして「居場所」について

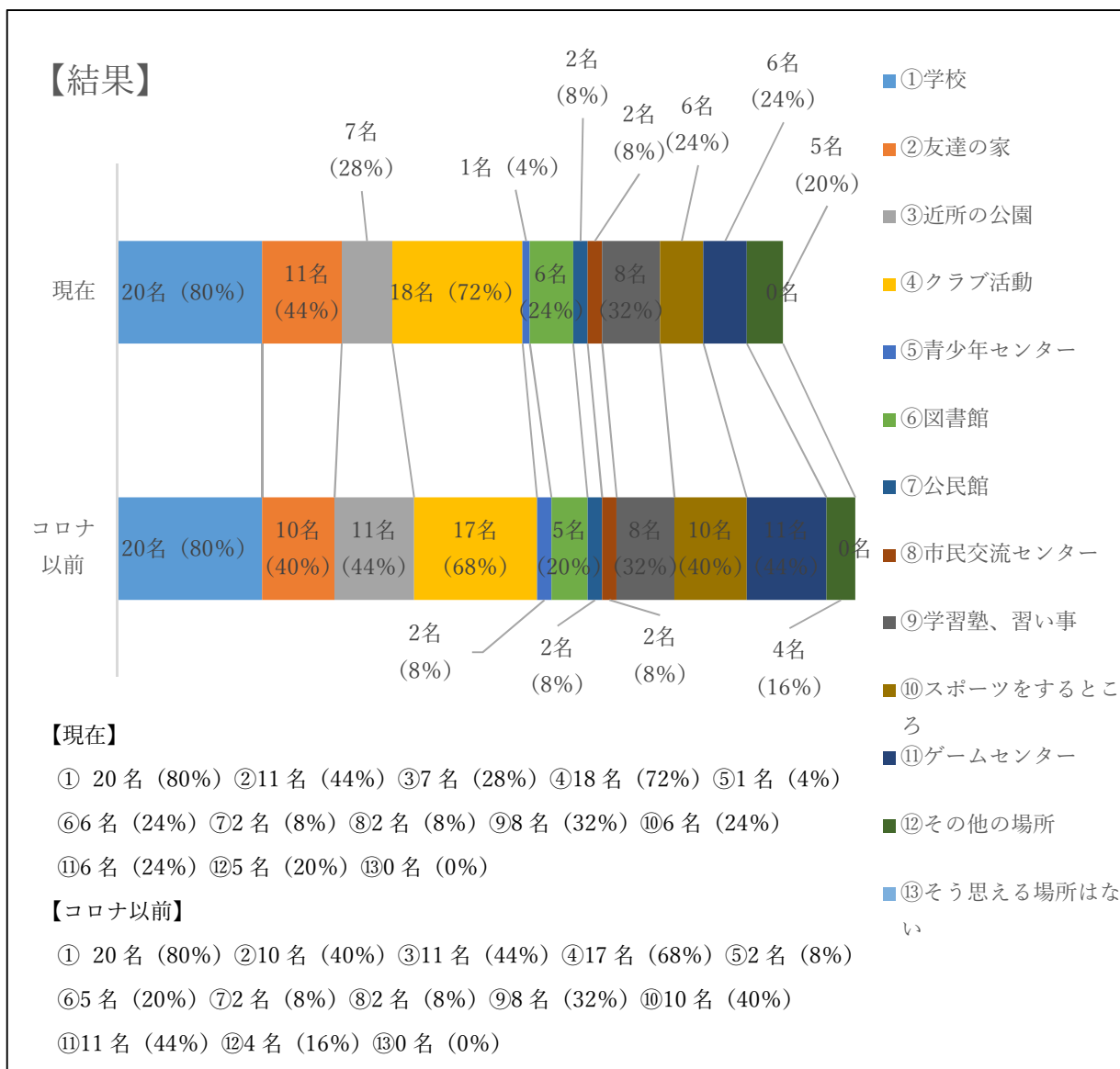
子どもには、休息や余暇、遊びを楽しむ権利があります。また、いろいろなことを通して学んだり、文化や芸術の活動をしたりする権利もあります。

そして、そのためには、子どもが安心して過ごすことのできる居場所が必要となります。子どもが日常生活の中で、少し休息することができたり、余暇や遊びを楽しんだり、仲間と語り合ったり、一緒に何か活動したり、ひとりでじっくり本を読んだり、何かに熱中したり、することのできる子どもの居場所です。そうやって過ごす中で、「自分が自分でいられる場所」とも感じられるような場所です。子どもには、そのような「子どもの居場所」を持つ権利があります。

このような「子どもの遊びの権利」や「子どもの居場所を持つ権利」は、国連の子どもの権利条約の中でも、第31条などで、子どもの権利として定められています。

(質問項目★5)

現在のあなたにとって、そういう「子どもの居場所」と思える場所はどこですか (〇はいくつでも)。

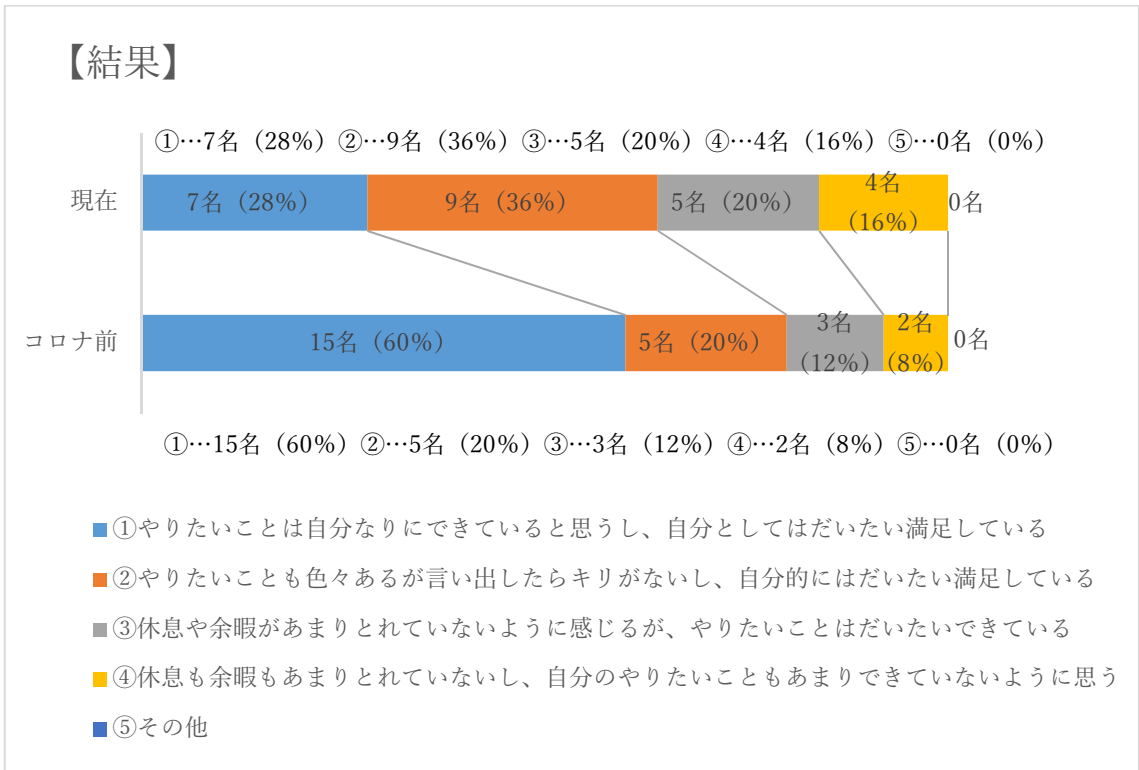


(質問項目★6)

あなたは、「子どもが休息や余暇、遊びを楽しむこと、いろいろなことを通して学んだり、文化や芸術の活動をしたりすること」が現在できていると思えますか。現在のあなたにもっとも当てはまるものを一つ選んでください。

(質問項目★9)

新型コロナウイルス感染症が流行する以前、あなたは、「子どもが休息や余暇、遊びを楽しむこと、いろいろなことを通して学んだり、文化や芸術の活動をしたりすること」ができていたと思えますか。当時のあなたの状態にもっとも当てはまるものを一つ選んでください。



(質問項目★7)

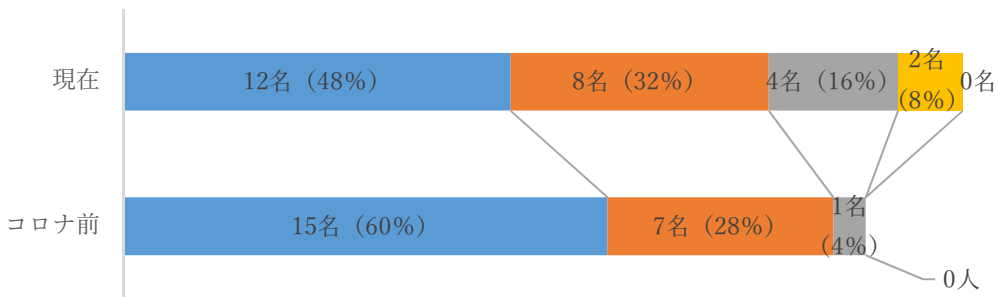
あなたから見て、あなたの同級生（友達）の現在の様子は、だいたい★6の①から⑤の、どれにもっとも当てはまりそうに思えますか。

(質問項目★10)

新型コロナウイルス感染症が流行する以前、あなたから見て、あなたの同級生（友達）の様子は、だいたい★9の①から⑤の、どれにもっとも当てはまりそうに思えますか。

【結果】 ※1名複数回答あり

①…12名 (48%) ②…8名 (32%) ③…4名 (16%) ④…2名 (8%) ⑤…0名 (0%)



①…15名 (60%) ②…7名 (28%) ③…1名 (4%) ④…0名 (0%) ⑤…0名 (0%) 無回答…3名

- ①やりたいことは自分なりにできていると思うし、自分としてはだいたい満足している
- ②やりたいことも色々あるが言い出したらキリがないし、自分的にはだいたい満足している
- ③休息や余暇があまりとれていないように感じるが、やりたいことはだいたいできている
- ④休息も余暇もあまりとれていないし、自分のやりたいこともあまりできていないように思う
- ⑤その他

(質問項目★11)

「子どもが休息や余暇、遊びを楽しむこと、いろいろなことを通して学んだり、文化や芸術の活動をしたりする権利」があります。そのためには子どもは「安心して過ごすことのできる居場所を持つこと」が必要になります。「子どもの居場所を持つこと」について、意見を聴かせてください。できれば、4ページの前半に書いている文章（「」）を改めて読んでいただき、友達と話し合ったり、友達の意見を聴いたりして、どんなことでも構いませんので、今の気持ちや希望、願いなど、子どもの意見を聴かせてください。

【子どもの声を大切にした居場所を】

- ・最近ではコロナウイルスの流行で外で遊ぶのも少し不安だし、友達と外で遊ぶということが全くなくなったのもあるし、私と友達にはバレーボールが好きですが、体育館などは使わせてくれないので、ストレス解消になる運動をするための場所がほしいです。一番私が必要だと思うのは、1人1人の意見だと思います。すべてを叶えるのは難しいですが、同じ多数の意見があればそれを前提に考えるのがいいと思います。
- ・大人は子どもの意見を聞かず勝手に決めつけないでほしい。
- ・コロナの影響で、ずっと我慢し、勉強しかやっていない状況。中学だけでなく、小学生はとくに、臨海学校、修学旅行が行けるかどうかさえ分からない。もっともっと大人が子どもの意見を聞くべきである。大人の見解に子どもが我慢を強いられてはいけぬ。せつかく今しかできないことを、コロナによってできなくなるのはおかしい。日本の政府に頼るのではなく、泉南市として単独にもっと考えてほしい。よろしくお祈りします。
- ・子どもの居場所は子どもが作るのではなく、大人の行動によってつくられるので、大人の考えが子どもにつながると思う。また、子どもの意見をより多く集めることをこれから行うとよくなると思う。

【学校を安心できる居場所に】

- ・コロナがあって、行きたいところにも行けないなどいろいろなことに制限がかかって別のことからでも不安に感じるようになってきていると思う。学校の中で1人である子がいるので、できるだけそのようなことをなくしてほしい。
- ・学校をきれいにしてほしい。
- ・僕たちは1日の多くを学校で過ごしています。ですが、学校には好き勝手する生徒がいて、その人たちのせいで下級生は怖がり、授業中にもかかわらず騒ぎ、安心して授業が受けられない。
- ・学校をきれいにしてほしい。

【地域に居場所を】

- ・子どもの居場所をつくることで息苦しくなる子どもも減ると思います。
- ・子どもが安心して、笑っていけるなら居場所は必要だと思う。
- ・他校の子とも交流できる場所を増やしたり自由に遊んだりできる場所を増やして、校区外に1人で行けない小学生でも楽しめるようにしてほしい。
- ・テーマパークを作ってほしいという意見がありました。
- ・家をもつことが大切。
- ・1人1人が安心して過ごせる場所は違うので、人が使う場所をいつもきれいにして、誰もが安心できる場所をつくっていったらいいと思う。また、安心して過ごせる場所をつくるためには、ゴミ拾いなどの清掃活動などもしていくといいと思った。
- ・居場所づくりはいいことだと思う。BBQができる場所を作ってほしい。先生の体罰を減らしたい（ないけどね）。竹中（市長）と直接話せるチャンスがほしい。
- ・友達と一緒にいるのが楽しいので、複数人で参加を進めるようなイベントならいいと思います。
- ・子どもの居場所をとらないでほしい。
- ・子どもの居場所を確保すると書いてあるけど、あまり遊べるところがないと思う。
- ・「子どもの居場所を持つこと」はとてもいいことだと思うし、世界中でこういうことがされればいいなと思います。
- ・小さい子の遊ぶ場所が少ないと思う。
- ・近所の公園で遊ぼうとするときも、ボール遊びやスケートボードなどが禁止されていたり、あまり自由に遊べなくなってしまったと感じます。
- ・友達からテニスの練習を公園でしていると怒られてしまったと聞いたことがあるので、周りを気にせずスポーツが練習できる場所があれば良いなと思います。

【その他】

- ・特になし。
- ・今の自分は、今の居場所に満足しているので、希望・願いなどはありません。

検証内容 2 の結果から

子どもが居場所と感じている場所で多かったものが、学校やクラブ活動となっており、学校生活の中で子どもたちは安心して過ごしていることがわかりました。

コロナ禍の前と後で子どもたちの居場所がどうなったかを比較すると、25 名中 8 名(32%)が居場所が減ったと回答しています。とりわけ、ゲームセンターや近所の公園、スポーツをするところと回答した人がコロナ前に比べ減っていることから、緊急事態宣言による外出自粛や施設の休業等が子どもたちの居場所に影響を与えたことがわかりました。

また、コロナ禍の前と後とで、どういう気持ちで過ごしているかを比較すると、25 名中 10 名(40%)が、満足度が下がったと回答しています。同時に「休息も余暇もあまりとれていないし、自分のやりたいこともあまりできていないように思う」と回答した人が、コロナ前が 2 名だったのに対して、現在は 4 名と 2 倍になっていることから、学校休業や学校行事の中止など様々な我慢を強いられている状況が伝わってきます。これらの傾向は、モニターの子どもたちだけでなく、友人たちにもみられるようです。

今回のアンケートで、コロナ前とコロナ後の子どもたちの気持ちや状況の変化について知ることができましたが、もう 1 つ気になる点も見えてきました。それは、自分の状況と友人の状況を比較して、友人の方が満足している・楽しそうに過ごしていると感じている人が 25 名中 11 名(44%)もいたことです。自分よりも他者の方が楽しそうにしていると感じている傾向があることがわかりました。

令和3年(2021)度 市民モニターアンケート(子ども)

泉南市は、2017年に、泉南市を「子どもにやさしいまち(チャイルド・フレンドリー・シティ)」にしていくことを目的として、「泉南市子どもの権利に関する条例」(以下「子どもの権利条例」といいます)を制定しました。

「子どもにやさしいまち」とは、子どもの権利条約*に基づいて、子どもの権利を大切に尊重するまち(町/街/市)のことです。子どもの権利条例は、第1条(条例の目的)で、泉南市がめざす「子どもにやさしいまち」について、「一人ひとりの子どもが、人間としての尊厳を持って、子ども時代を幸せに過ごすことのできるまちです」と定めています。

条例は、市にとって国の法律に当たるものですから、私たちはこの条例に基づいて、泉南市を「子どもにやさしいまち」にしていこうと、努力しています。

そこで、泉南市を「子どもにやさしいまち」にしていくために、特に子どもの権利条例について、モニターの皆さんのご意見を聞かせていただきたいと思い、今回のアンケートをお願いすることになりました。

なお、回答は、個人名を書く必要はありません。内容にわからないところがあれば、下記の間合せ先までご連絡ください。

*1989年に国連で採択された国際法です。日本は1994年に国会で決議して、この条約を批准し、日本の法律としました。現在、世界の196の国や地域がこの条約を批准しています。



【送付・問合せ先】

泉南市人権推進課 担当: 船附・古藤

〒590-0521 泉南市樽井9-16-2

TEL: 072-480-2855 FAX: 072-482-0075

1. みんなに子どもの権利条例を知ってもらえているかどうか

子どもの権利条例は、この条例の内容などについて、市民の皆さん(もちろん子どもも含まれます)に広く知らせることを、市に義務づけています(条例第15条第2項)。

そこで、おたずねします。

★1 あなたは、泉南市の子どもの権利条例について、どんなふうに知っていますか(○はひとつ)。

- ① () 条例があることを今回モニターになって初めて知った。
- ② () 条例の名前は知っていたが内容はまだあまり知らない。
- ③ () 「子どもにやさしいまち」をめざす条例だということは知っていた。
- ④ () 条例の内容とともに条例に基づいて行われている事業や活動もある程度知っている。

★2 上の問いで①～③と答えた人のみ、お答えください。

あなたは泉南市の子どもの権利条例をどこで知りましたか(○はいくつでも)。

- ① () 学校 ② () 市のホームページ ③ () 広報せんなん
- ④ () 子どもの権利の日チラシ ⑤ () 子ども会議パンフレット
- ⑥ () 子どもの権利の日啓発マスク ⑦ () その他 []

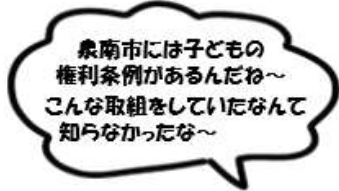
★3 あなたのご家族のうち、おとなの方(18歳以上)は、この条例をどんな風に知っていますか。

何人でも結構ですから、聞いてみてください。そして、その結果(人数)を()に書いて下さい。

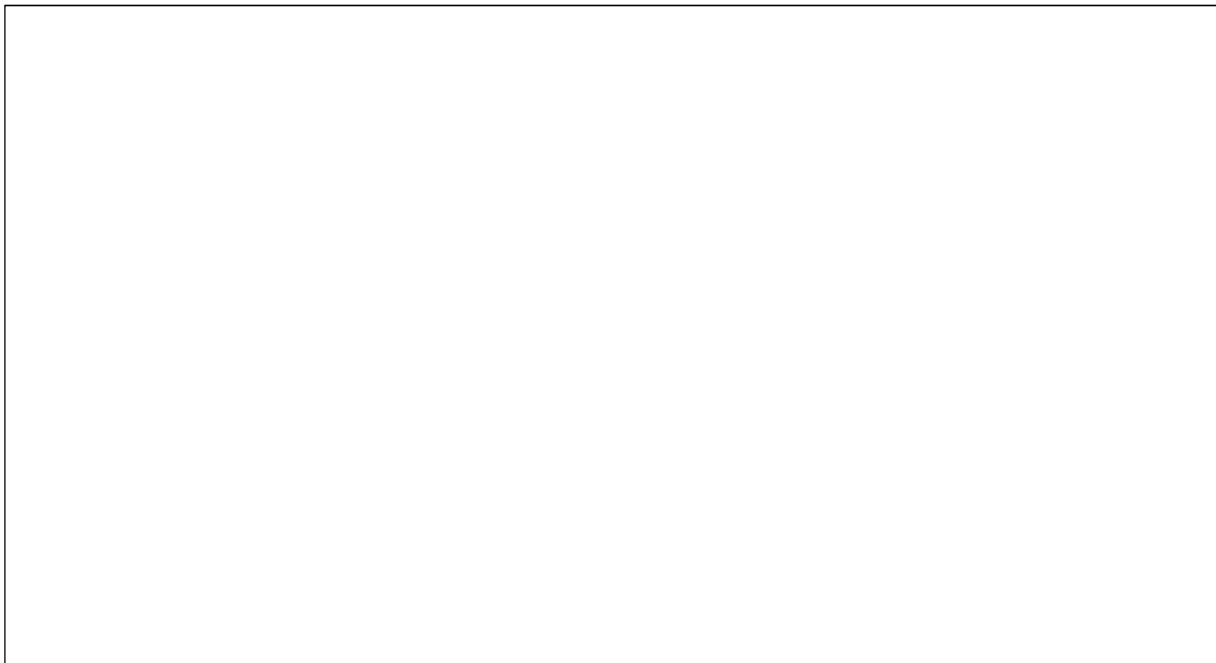
- ① () そんな条例があることを今回初めて知った(これまでは知らなかった)。
- ② () 条例の名前は知っていたが内容はまだあまり知らない。
- ③ () 「子どもにやさしいまち」をめざす条例だということは知っていた。
- ④ () 条例の内容とともに条例に基づいて行われている事業や活動もある程度知っている。



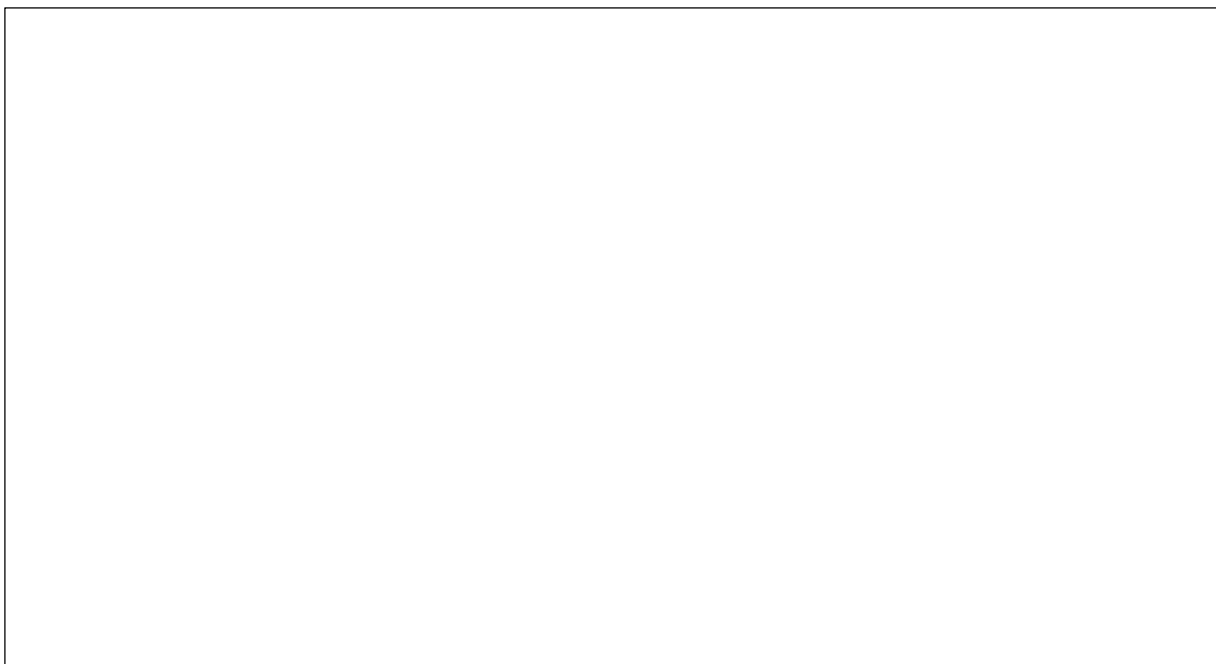
子どもの権利の日のチラシは
見たことがあるな～
学校で配ってもらったよ。



★4 泉南市子どもの権利条例を、子どもにもおとなにも、もっと広く知ってもらうために、
★2 の取り組みの他に①どんなことをしたらいいと思いますか。あなたの意見を書いてください(ご家族と相談しても構いません。)



②冊子「子どもの権利条例」に書いている子どもの権利条例の内容(前文から第17条まで)の中で、「これは特にみんなに知ってもらいたい」と思うことは、どんなことですか。あなたの意見を書いてください(ご家族と相談しても構いません。)



2. 子どもの「休息や余暇、遊び」そして「居場所」について

子どもには、休息や余暇、遊びを楽しむ権利があります。また、いろいろなことを通して学んだり、文化や芸術の活動をしったりする権利もあります。

そして、そのためには、子どもが安心して過ごすことのできる居場所が必要となります。子どもが日常生活の中で、少し休息することができたり、余暇や遊びを楽しんだり、仲間と語り合ったり、一緒に何か活動したり、ひとりでじっくり本を読んだり、何かに熱中したり、することのできる子どもの居場所です。そうやって過ごす中で、「自分が自分でいられる場所」とも感じられるような場所です。子どもには、そのような「子どもの居場所」を持つ権利があります。

このような「子どもの遊びの権利」や「子どもの居場所を持つ権利」は、国連の子どもの権利条約の中でも、第31条などで、子どもの権利として定められています。

これに基づいて、泉南市の子どもの権利条例では、第7条で、休息と余暇、遊び、学び、文化や芸術に参加することを、子どもの権利として定めています。そして、そのために必要な子どもの居場所づくりに、市が取り組むことを定めています。

そこでおたずねします。

★5 現在のあなたにとって、そういう「子どもの居場所」と思える場所はどこですか（〇はいくつでも）。

- ① () 学校 ② () 友達の家 ③ () 近所の公園 ④ () クラブ活動
 ⑤ () 青少年センター ⑥ () 図書館 ⑦ () 公民館 ⑧ () 市民交流センター
 ⑨ () 学習塾、習い事 ⑩ () スポーツをするところ ⑪ () ゲームセンター
 ⑫ () その他の場所 () ⑬ () そう思える場所はない

★6 あなたは、「子どもが休息や余暇、遊びを楽しむこと、いろいろなことを通して学んだり、文化や芸術の活動をしったりすること」が現在できていると思えますか。現在のあなたにもっとも当てはまるものを一つ選んでください。

- ① () やりたいことは自分なりにできていると思うし、自分としてはだいたい満足してる。
 ② () やりたいことも色々あるが言い出したらキリがないし、自分的にはだいたい満足してる。
 ③ () 休息や余暇があまりとれていないように感じるが、やりたいことはだいたいできている。
 ④ () 休息も余暇もあまりとれないし、自分のやりたいこともあまりできていないように思う。
 ⑤ () その他(上記のどれにも当てはまらない場合、自分で下に書いてみてください。)

()

★7 あなたから見て、あなたの同級生（友達）の現在の様子は、だいたい★6の①から⑤の、どれにもっとも当てはまりそうに思えますか。

[Blank response box for question 7]

★8 新型コロナウイルス感染症が流行する以前に「子どもの居場所」と思えた場所はどこですか（○はいくつでも）。

- ①（ ） 学校 ②（ ） 友達の家 ③（ ） 近所の公園 ④（ ） クラブ活動
⑤（ ） 青少年センター ⑥（ ） 図書館 ⑦（ ） 公民館 ⑧（ ） 市民交流センター
⑨（ ） 学習塾、習い事 ⑩（ ） スポーツをするところ ⑪（ ） ゲームセンター
⑫（ ） その他の場所（ ） ⑬（ ） そう思える場所はない。

★9 新型コロナウイルス感染症が流行する以前、あなたは、「子どもが休息や余暇、遊びを楽しむこと、いろいろなことを通して学んだり、文化や芸術の活動をしたりすること」ができていたと思えますか。当時のあなたの状態にもっとも当てはまるもの一つを選んでください。

- ①（ ） やりたいことは自分なりにできていると思うし、自分としてはだいたい満足してる。
②（ ） やりたいことも色々あるが言い出したらキリがないし、自分的にはだいたい満足してる。
③（ ） 休息や余暇があまりとれていないように感じるが、やりたいことはだいたいできている。
④（ ） 休息も余暇もあまりとれないし、自分のやりたいこともあまりできていないように思う。
⑤（ ） その他（上記のどれにも当てはまらない場合、自分で下に書いてみてください。）
- [Large blank space for additional response to question 9]

★10 新型コロナウイルス感染症が流行する以前、あなたから見て、あなたの同級生（友達）の様子は、だいたい★9の①から⑤の、どれにもっとも当てはまりそうに思えますか。

[Blank response box for question 10]

★11 「子どもが休息や余暇、遊びを楽しむこと、いろいろなことを通して学んだり、文化や芸術の活動をしたりする権利」があります。そのためには子どもは「安心して過ごすことのできる居場所を持つこと」が必要になります。「子どもの居場所を持つこと」について、意見を聴かせてください。

できれば、4ページの前半に書いている文章（ ）を改めて読んでいただき、友達と話し合ったり、友達の意見を聴いたりして、どんなことでも構いませんので、今の気持ちや希望、願いなど、子どもの意見を聴かせてください。



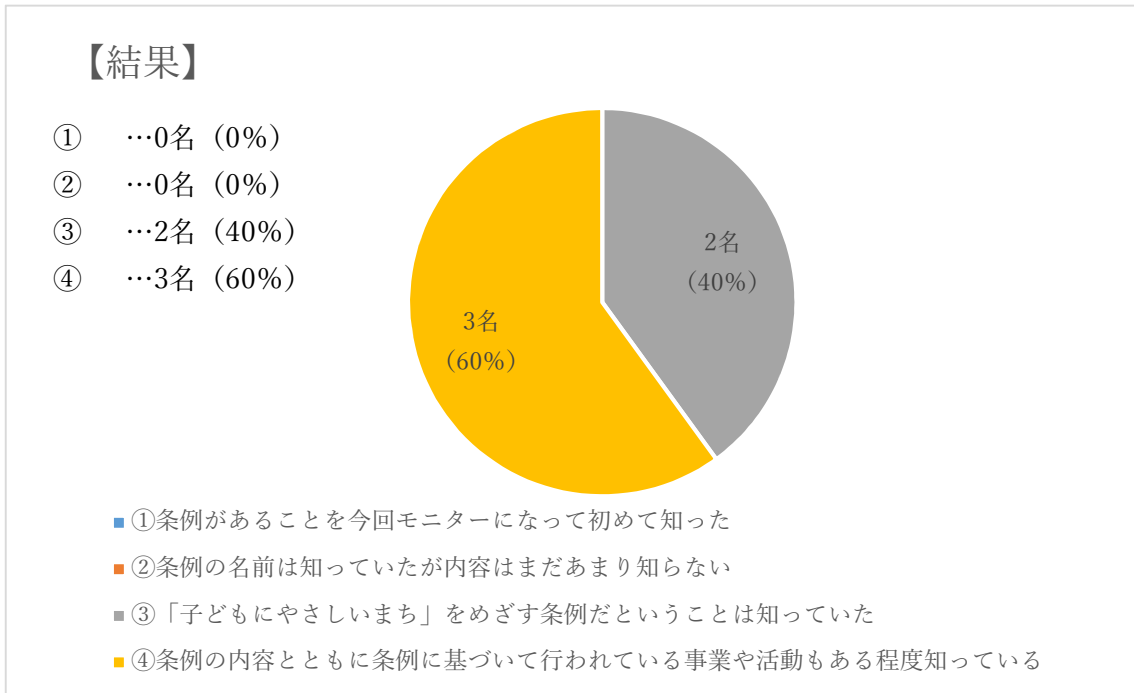
皆さんからいただいた意見は、子どもの権利条例委員会にそのまま報告します。子どもの権利条例委員会は、皆さんの意見をもとに検討して、子どもの居場所づくりを泉南市で進めていくための意見を市長に提出します。

2.アンケートまとめ(一般市民モニター分)

検証テーマ 1. みんなに子どもの権利条例を知ってもらえているかどうか

★質問 1

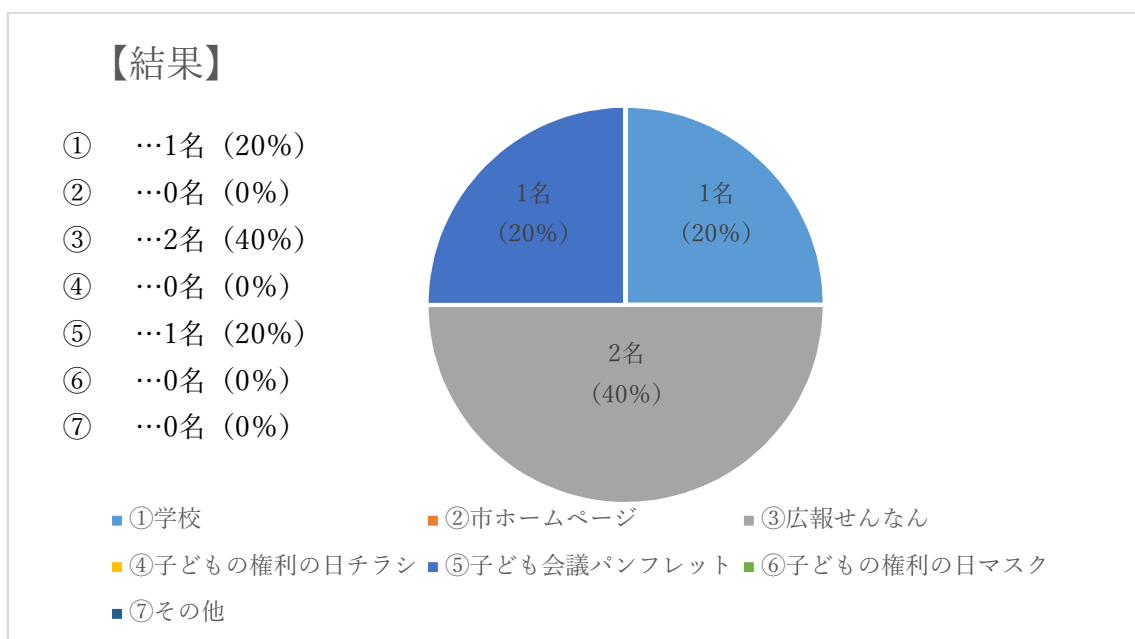
あなたは、泉南市の子どもの権利条例について、どの程度ご存知ですか。(〇はひとつ)



★質問 2

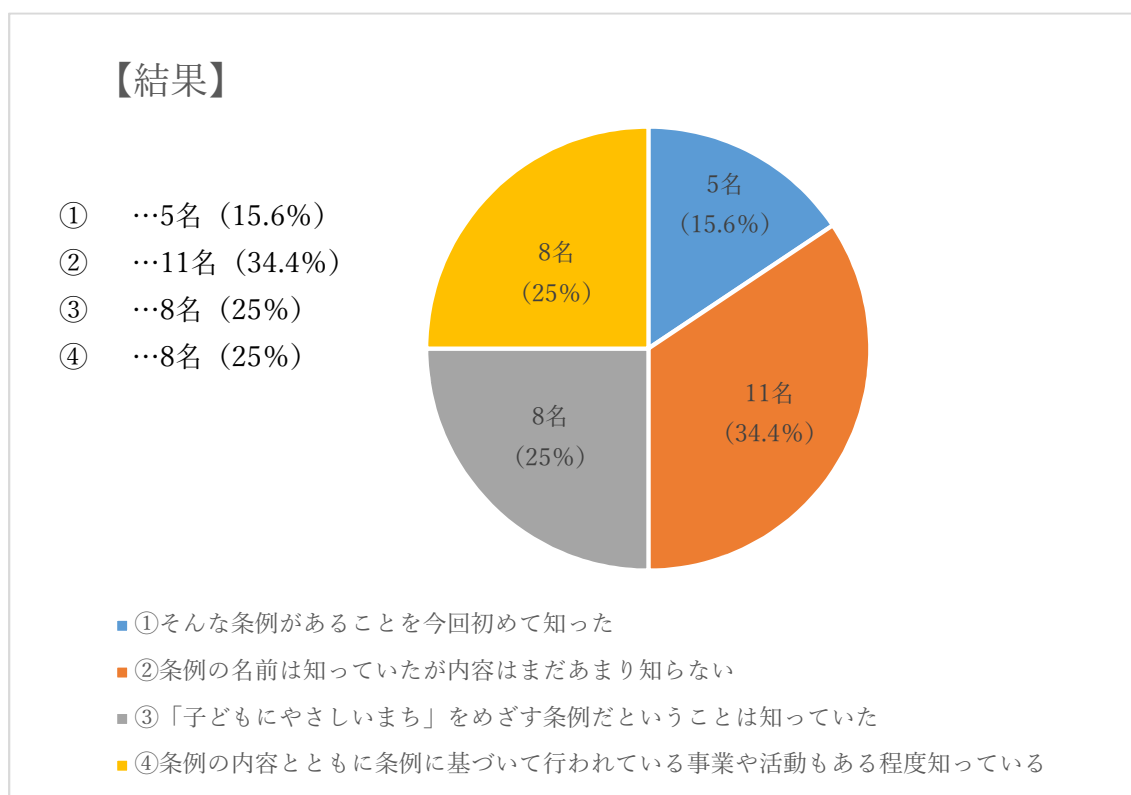
上の問いで①～③と答えた人のみ、お答えください。

あなたは泉南市の子どもの権利条例をどこで知りましたか。(〇はいくつでも)



★質問 3

あなたやご家族（18 歳以上の方）は、この条例をどの程度ご存知ですか。何人でも結構ですから、聞いてみてください。そして、その結果（人数）を（ ）に書いて下さい。



★質問 4

泉南市子どもの権利条例を、子どもにもおとなにも、もっと広く知ってもらうために、
★質問 2 の取り組みの他に

① どんなことをしたらいいと思いますか。 あなたの意見を書いてください。

- ・ UNISEF との連携をもとに、★質問 2 の取り組みに加え、
- ★ You Tube やインスタの開設（子どもや若者がアクセスしやすくする）←HPは他のこともあり情報過多で見ようと思わない
- ・ 大学等での講義をしてもらう
- ★ 子ども会議を活用し、子ども達に各小学校・中学校で活動、権利について発表してもらう
- ★ 子ども会議を活用し、イベントを行う
- ・ 市議会の子ども版を行い、直接市職員へ意見交換をする
- ★ 他の同取り組みをしている市政と連携、意見交換
- ・ 泉南市中の子どもに関する活動をしているNPO団体等に参加に強制力のあるセミナーを開催
- ★ NPOが利用しやすい支援金制度
- ★ 毎年の認知度アンケート調査
- ・ 市議会議員、市職員全員に対するセミナー（市政側全員が理解していないと取り組む意味もないし、

進行しない)

- ・泉南マルシェみたいに、「泉南市子どもの権利条例まつり」とか、イベントを企画して学校で配ってみるのもいいと思います。
子どもに案を出してもらって、そのイベントに行きたくなったら、「泉南市子どもの権利条例まつり」に行ってくる！とかプリントで名前を知ったりできると思います。イベントなら、多人数出来る案がいいなと思います（宝探し、けいどろ、かくれんぼ等）
- ・市のホームページや広報せんなんに発信していくことが大切だと思いますが、なかなかこれが知るきっかけになることにつながりにくいと思います。まず、知ってもらうためには、研修形式や講演など直接伝える場を設けることが効果的だと思います。先日、民生委員児童委員の子育て支援部会で子どもの権利条例についてはじめて知った方も多かったと思うのですが、確実に伝わったように思います。そのことがあったことで、広報やホームページの内容にも興味をもってもらえるのではないのでしょうか。赤ちゃん教室での講座内容にもはいつているのでよいことだと思っています。
- ・SNSによる宣伝
- ・学校などでの授業
- ・地域の施設でのイベント、展示会
- ・地区ごとの公民館において、子ども達との交流会の実施を希望します！

②冊子「子どもの権利条例」に書いている子どもの権利条例の内容(前文から第17条まで)の中で、「これは特にみんなに知ってもらいたい」と思うことは、どんなことですか。あなたの意見を書いてください。

- ・第4、6、7条→子どもが自分らしく育つのに基礎として必要だから。
第9、10条→上記(↑)を達成するために支援として必要だから。
- ・子ども達には、前文、第6条、第7条を覚えてほしいです。大人達には、前文、第4条、第9条を覚えてほしいです。身近な事やこうしてもいいんだ！！と思えたらいいと思いました。最後の～子ども達へのメッセージ～が17条だったらそれも知ってもらいたいです。
- ・条例前文での子どもたちの思いを大人がしっかり受け止めていきたいと思っています。みんなに知ってほしいと思います。
子どもの権利条約の4つの原則である2条、3条、6条、12条。
- ・第9条の子どもだけでなく大人も支援を受けることができるという内容をみんなに知ってほしい。理由は、大人や親が悩んでいる家庭は、子どもにとって居心地よくない家庭である可能性があり、その悩みを解決できれば子どもの居心地がよい家庭につながると思うから。
- ・～11月20日～ もっとPR、宣伝活動を希望します！！

検証内容1の結果から

子どもの権利に関する条例の周知については、前年度に引き続きモニター委員をお願いしたり、子ども会議のOBなどに新たにモニター委員をお願いしたため、5名中3名(60%)の方が「条例の内容はもちろん条例に基づいて行われている事業や活動もある程度知っている」と回答しています。一方で、家族などはどれくらい条例

を知っているかという質問に対しては、「条例の名前は知っていたが内容はまだまだ知らない」という回答が11名と最も多く、まだまだ内容については周知不足であると改めて実感する結果になりました。

「泉南市子どもの権利条例を、どうすれば子どもにもおとなにも、もっと広く知ってもらうためにはどんなことをすればいいか」という質問については、子ども会議を活用して小学校や中学校で活動などを発表してもらったり、イベントをする、研修や講演など直接伝える場を設ける、授業でする、公民館での交流会など、対面で子どもの権利条例について伝えていってはどうかという意見が多く見られます。また、You Tube やインスタなどSNSを活用するという意見も見られました。幅広い世代に周知を行うためには、これまで実施していないツールを活用した周知方法についても検討していく必要があります。

また、「子どもの権利条例の内容の中で、これはとくに知ってもらいたいと思うことはどんなことか」という質問には、第6条(子どもの相談と救済)と第9条(親その他の保護者の支援)をあげた方が多いという結果になりました。子どもが困った時は相談できる、保護者が困った時は支援する体制をつくること、また、それらの支援等を受けることができるということを知っておくことが大事だと考えているようです。

検証テーマ2. 子どもの「休息や余暇、遊び」そして「居場所」について

子どもには、休息や余暇、遊びを楽しむ権利があります。また、いろいろなことを通して学んだり、文化や芸術の活動をしたりする権利もあります。

そして、そのためには、子どもが安心して過ごすことのできる居場所が必要となります。子どもが日常生活の中で、少し休息することができたり、余暇や遊びを楽しんだり、仲間と語り合ったり、一緒に何か活動したり、ひとりでじっくり本を読んだり、何かに熱中したり、することのできる子どもの居場所です。そうやって過ごす中で、「自分が自分でいられる場所」とも感じられるような場所です。子どもには、そのような「子どもの居場所」を持つ権利があります。

このような「子どもの遊びの権利」や「子どもの居場所を持つ権利」は、国連の子どもの権利条約の中でも、第31条などで、子どもの権利として定められています。

これに基づいて、泉南市の子どもの権利条例では、第7条で、休息と余暇、遊び、学び、文化や芸術に参加することを、子どもの権利として定めています。そして、そのために必要な子どもの居場所づくりに、市がとりくむことを定めています。

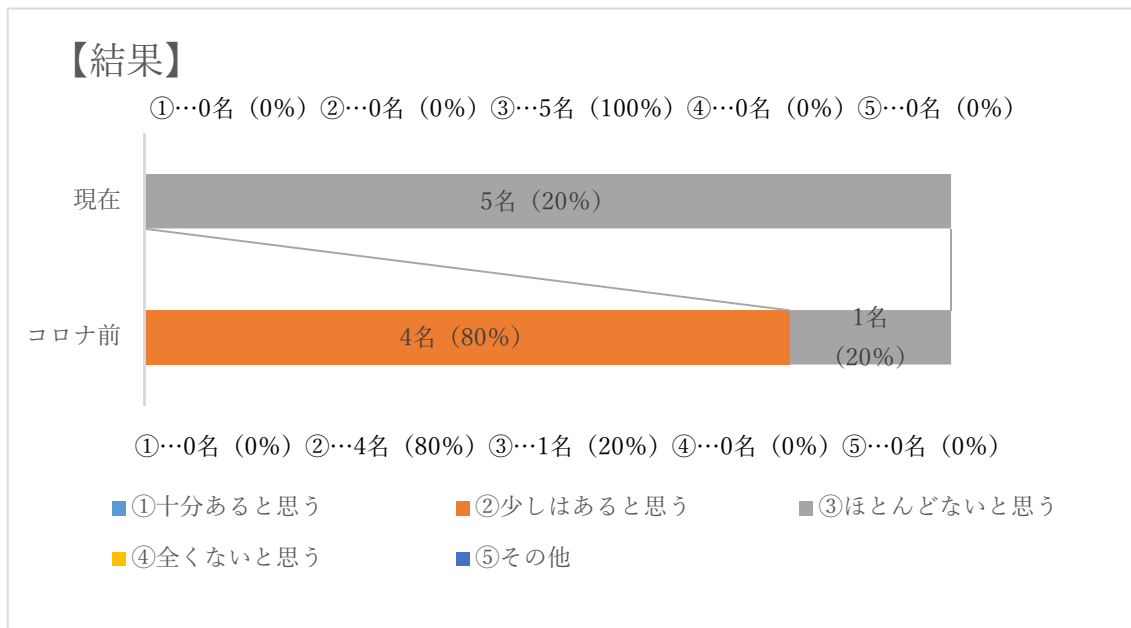
そこでおたずねします。

★質問5

現在(コロナ禍)の泉南市の子どもたちにとって、そういう「子どもの居場所」があると思いますか。

★質問7

新型コロナウイルス感染症が流行する以前、泉南市の子どもたちにとって、そういう「子どもの居場所」があると思いますか。



★質問 6

質問 5 でそう答えた理由を具体的なエピソードを交えながら記入してください。

- ・子どもの居場所作りを目的に行っている学習支援（ボランティア）での活動中、遠方の地区・校区からの問合せが多数のこと
- ・多人数で室内で遊ぶ事が難しい為、青少年センターとか、友達の家で遊ぶ事がほとんどなくなった為。あと、外で遊ぶ事も友達を誘いづらい為。
- ・青少年センター活動やイベントなど取り組みがありますが、緊急事態宣言がでると中止になることが多くみられた。
- ・コロナ前と比べて現在は近所で子どもの姿を見ることが減ったように感じるから。

★質問 8

質問 7 でそう答えた理由を具体的なエピソードを交えながら記入してください。

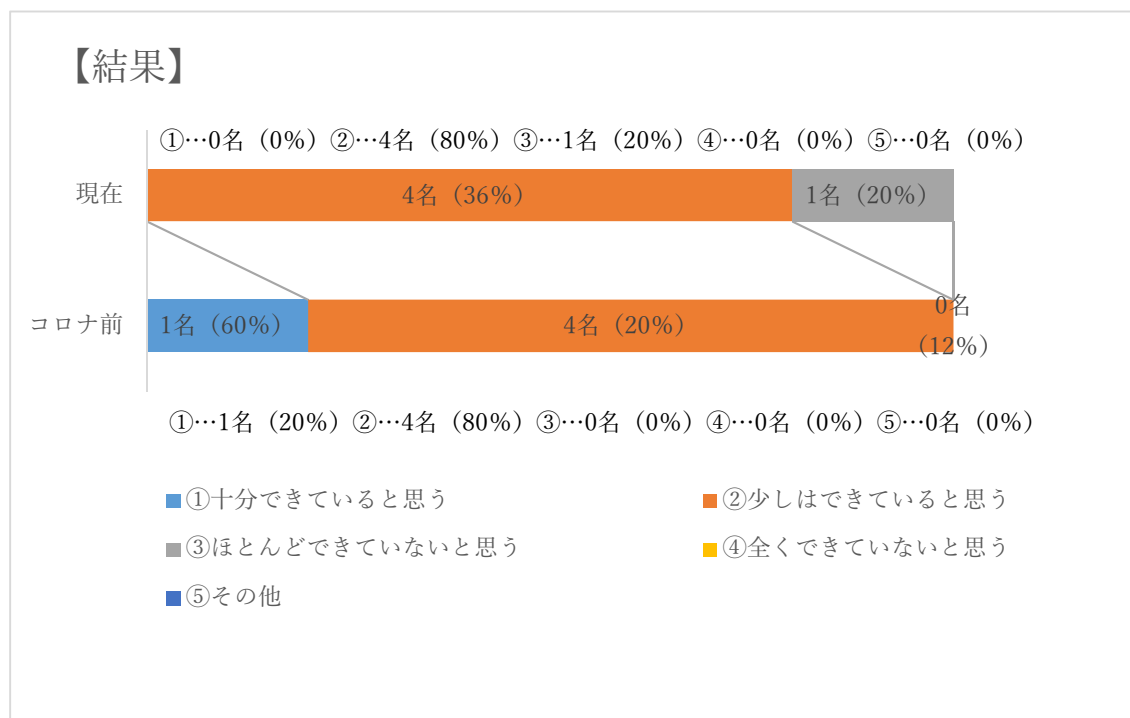
- ・子どもの居場所づくりを目的に行っている学習支援（ボランティア）での活動中、遠方の地区・校区からの問合せが多数あること。
- ・小さい子ども達の親子で行ける遊び場や、小中学生には 2 か所に青少年センターとして遊べる場所があったから。あと、小学校でのイベントや中学校区でのまつりもよかったと思います。
- ・毎日ではありませんが、青少年センターの事業として場の設定がなされている。
- ・泉南市全域の子どもが安心して過ごす場としてはまだ施設が不十分だと思う。
- ・子どもが元気に遊べる場所は少ないが、学校や家、図書館などは子どもの居場所のように感じるから。
- ・家の前とかで遊んでいる姿を見かけることがたまにあったから。
- ・小さな公園がわりとたくさんあるから。

★質問 9

現在（コロナ禍）の子どもたちには「子どもが休息や余暇、遊びを楽しむこと、いろいろなことを通して学んだり、文化や芸術の活動をしたりすること」ができていますか。

★質問 11

新型コロナウイルス感染症が流行する以前、子どもたちには「子どもが休息や余暇、遊びを楽しむこと、いろいろなことを通して学んだり、文化や芸術の活動をしたりすること」ができていますか。



★質問 10

質問9で質問そう答えた理由を具体的なエピソードを交えながら記入してください。

- ・休息や遊びはできているが、修学旅行等の他地域の文化にふれる機会が中止になり、その代わりになるイベント等がないこと。
- ・友達誘って遊びにくい分、家族で出かけたり、映画に行くって話が増えた気がします。ただ、出かけられない家庭は、一人でゲームしかできていない子どもが多いと思います。
- ・子どもたちのための事業は、コロナ禍では実施する側も躊躇することがあった。感染対策をすれば大丈夫なのか？私は親子の居場所づくりですが、十分な対策ができているのか不安の方が大きいです
- ・以前のように何も不安なく遠足に行ったり芸術団体を学校によんだりはできていないと思う。それでもだんだんもとに戻っていると思う。
- ・私の暮らす団地（大発タウン泉）に公園があります。そこで小学生たちが数人遊んでいます！！「公園」での「外遊びは」は大切だと思います！！

★質問 1 2

質問 1 1 でそう答えた理由を具体的なエピソードを交えながら記入してください。

- ・ 貧困家庭等で遊ぶ余裕がないことや、それに対する支援制度が人によって受け入れられないこと。
- ・ コロナ前は、自転車に乗って友達と遊びにいたり、道路や公園で遊ぶ子をよく見ました。ただ、文化や芸術の話はあまり聞く事がなかったです。(友達同士で映画に行く話ならよくききました。)
- ・ 広報せんなんなどで子ども対象のイベントの案内を目にするので楽しそうだな、喜びそうだなと感じていました。
- ・ 学校では休日を利用しての課外活動、市では芸術イベントの開催など、泉南市はそういう活動が活発に感じるから。
- ・ 青少年センターでの活動があったからです。

★質問 1 3

「子どもが休息や余暇、遊びを楽しむこと、いろいろなことを通して学んだり、文化や芸術の活動をしたりする権利」があります。そのためには子どもは「安心して過ごすことのできる居場所を持つこと」が必要になります。「子どもの居場所を持つこと」について、意見を聴かせてください。

できれば、4 ページの前半に書いている文書（ ）を改めて読んでいただき、どんなことでも構いませんので、居場所づくりへの思いや居場所で子どもへの接し方等について思うことなど、あなたの意見を聴かせてください。

- ・ 各校区で、子どもの居場所作りや人との関わりを持つことは大事なので、各 N P O が行っていることを例にそのための具体策と支援策を作る必要があると思う。
- ・ 多くの子ども達が一番安心して過ごせる場所は、自分の部屋や自宅だと思います。それは安心して相談できる大人や家族がいるからだだと思います。でも、外だと、何かあった時に助けてくれる大人や家族がすぐそばにいないので、他学年や他の学校の子がいる公園等で遊べない子どもが増えています。まずは、地域の大人と遊んだり、話したりできるところで、遊んで、不安を少なくし、頼れる大人が家族以外にもいると知る事が安心して過ごせる居場所をもつことにつながると思います。(コロナ前の鳴滝元気広場でボランティアの大人と遊べてたのもよかったと思います)
- ・ 子ども達がいつでも利用できる場ができればよいと思います。運営にあたっては、大人も協力していくことも必要です。言うのは簡単なのですが、まだ具体的なことは思い浮かびません。
- ・ 泉南市には太鼓で活動してらっしゃる方もいらっしゃるので、子ども向けにワークショップを開催して楽しい経験をしてもらおう。できたら何回か継続して実施し、興味がでた子どもが指導して下さったグループに参加するようになってもいいのではと思う。
- ・ 今実施されている「YOU TO ME」で声かけからはじめてもいいかなと思います。みんなのことを想っている大人が近くにいることを知ることも大切だと思います。
- ・ 多様性が重視される世の中で、学校だけが子どもの居場所ではないと思う。実際に私も図書館や放課後行っていた習い事が意外と居場所だったりした。学校は勉強や校則を守ることなど、社会性や集団生活を学ぶ場であるのに対して「子どもの居場所」では、個性や個人の自由な発想を育てる場にした

い。

- ・市民交流センター、青少年センターで子ども達の交流会。例えば、8月に子ども達のための「平和学習」など。※絵本を用いて。(広島原爆の樹木、原爆の絵本持っていますのでできれば私がんばりたいと思います。)
- ・年末の「クリスマス会」など交流会を実施してほしいと思います。

検証内容2の結果から

子どもたちの居場所について、コロナ禍の前と後でどう感じるかを比較すると、5名中4名(80%)が子ども達の居場所がコロナ前より減っていると回答しています。そう思う理由としては、子どもの姿を見ることがなくなった、青少年センターやイベントなどが中止になることが多く見られたなど、緊急事態宣言による外出自粛や施設の休業等が子ども達の居場所を減らしていると感じている人が多いことがわかります。中には、コロナ前も子どもが安心して過ごせる施設が不十分だと感じている方もおり、今ある施設が子どもにとっての居場所となるためには何が必要なのかについて検討する必要があります。

また、子ども達が休息や余暇、遊びを楽しんだり、文化や芸術活動をすることができるかについて、コロナ前と後でどう感じるかを比較すると、5名中2名(40%)が、コロナ禍でそういった活動ができていないと回答しています。そう思う理由としては、コロナ前にあったイベントなどが中止になっている、コロナ前は公園で遊ぶ子をよく見た、修学旅行など他文化にふれる機会が中止となったなど、居場所と同様、緊急事態宣言による外出自粛や施設の休業等による影響を挙げる人が多いようです。

居場所づくりへの思いなどについては、頼れる大人が家族以外にもいると知ることが安心して過ごせる居場所を持つことにつながる、市民交流センターや青少年センターでの子どもの交流会、クリスマス会など、大人と子どもとの交流が大事だと考えていることがわかりました。

令和3年（2021）度 市民モニターアンケート（おとな）

泉南市は、2017年に、泉南市を「子どもにやさしいまち(チャイルド・フレンドリー・シティ)」にしていくことを目的として、「泉南市子どもの権利に関する条例」（以下「子どもの権利条例」と言います）を制定しました。

「子どもにやさしいまち」とは、子どもの権利条約*に基づいて、子どもの権利を大切に尊重するまち(町/街/市)のことです。子どもの権利条例は、第1条(条例の目的)で、泉南市がめざす「子どもにやさしいまち」について、「一人ひとりの子どもが、人間としての尊厳を持って、子ども時代を幸せに過ごすことのできるまちです」と定めています。

条例は、国の法律に当たるものですから、私たちはこの条例に基づいて、泉南市を「子どもにやさしいまち」にしていこうと、努力しています。

そこで、泉南市を「子どもにやさしいまち」にしていくために、特に子どもの権利条例について、モニターの皆さんのご意見を聞かせていただきたいと思い、今回のアンケートをお願いすることになりました。

なお、回答は、個人名を書く必要はありません。内容にわからないところがあれば、下記の問合せ先までご連絡ください。

*1989年に国連で採択された国際法です。日本は1994年に国会で決議して、この条約を批准し、日本の法律としました。現在、世界の196の国や地域がこの条約を批准しています。



【送付先・問合せ】

泉南市人権推進課 担当: 船附・古藤
〒590-0521 泉南市樽井 9-16-2
TEL: 072-480-2855 FAX: 072-482-0075
E-mail: jinken@city.sennan.lg.jp

1. みんなに子どもの権利条例を知ってもらえているかどうか

子どもの権利条例は、この条例の内容などについて、市民の皆さん(もちろん子どもも含まれます)に広く知らせることを、市に義務づけています(条例第15条第2項)。

そこで、おたずねします。

★1 あなたは、泉南市の子どもの権利条例について、どの程度ご存知ですか。(○はひとつ)

- ⑤ () 条例があることを今回モニターになって初めて知った。
- ⑥ () 条例の名前は知っていたが内容はまだあまり知らない。
- ⑦ () 「子どもにやさしいまち」をめざす条例だということは知っていた。
- ⑧ () 条例の内容とともに条例に基づいて行われている事業や活動もある程度知っている。

★2 上の問いで①～③と答えた人のみ、お答えください。

あなたは泉南市の子どもの権利条例をどこで知りましたか。(○はいくつでも)

- ① () 学校 ② () 市のホームページ ③ () 広報せんなん
- ④ () 子どもの権利の日チラシ ⑤ () 子ども会議パンフレット
- ⑥ () 子どもの権利の日啓発マスク ⑦ () その他 ()

★3 あなたやご家族(18歳以上の方)は、この条例をどの程度ご存知ですか。何人でも結構ですから、聞いてみてください。そして、その結果(人数)を()に書いて下さい。

- ① () そんな条例があることを今回初めて知った(これまでは知らなかった)。
- ② () 条例の名前は知っていたが内容はまだあまり知らない。
- ③ () 「子どもにやさしいまち」をめざす条例だということは知っていた。
- ④ () 条例の内容とともに条例に基づいて行われている事業や活動もある程度知っている。



子どもの権利の日のチラシは
見たことがあるな～
学校で配ってもらったよ。

泉南市には子どもの
権利条例があるんだね～
こんな取組をしていたなんて
知らなかったな～



- ★4 泉南市子どもの権利条例を、子どもにもおとなにも、もっと広く知ってもらうために、★2の取り組みの他に①どんなことをしたらいいと思いますか。あなたの意見を書いてください。

- ②冊子「子どもの権利条例」に書いている子どもの権利条例の内容(前文から第17条まで)の中で、「これは特にみんなに知ってもらいたい」と思うことは、どんなことですか。あなたの意見を書いてください。

2. 子どもの「休息や余暇、遊び」そして「居場所」について

子どもには、休息や余暇、遊びを楽しむ権利があります。また、いろいろなことを通して学んだり、文化や芸術の活動をしたりする権利もあります。

そして、そのためには、子どもが安心して過ごすことのできる居場所が必要となります。子どもが日常生活の中で、少し休息することができたり、余暇や遊びを楽しんだり、仲間と語り合ったり、一緒に何か活動したり、ひとりでじっくり本を読んだり、何かに熱中したり、することのできる子どもの居場所です。そうやって過ごす中で、「自分が自分でいられる場所」とも感じられるような場所です。子どもには、そのような「子どもの居場所」を持つ権利があります。

このような「子どもの遊びの権利」や「子どもの居場所を持つ権利」は、国連の子どもの権利条約の中でも、第31条などで、子どもの権利として定められています。

これに基づいて、泉南市の子どもの権利条例では、第7条で、休息と余暇、遊び、学び、文化や芸術に参加することを、子どもの権利として定めています。そして、そのために必要な子どもの居場所づくりに、市がとりくむことを定めています。

そこでおたずねします。

★5 現在（コロナ禍）の泉南市の子どもたちにとって、そういう「子どもの居場所」があると思いますか。

- ② () 十分あると思う
- ③ () 少しはあると思う
- ④ () ほとんどないと思う
- ⑤ () 全くないと思う
- ⑤ () その他

★6 そう答えた理由を具体的なエピソードを交えながら記入してください。

★7 新型コロナウイルス感染症が流行する以前、泉南市の子どもたちにとって、そういう「子どもの居場所」があると思いますか。

- ① () 十分あると思う
- ② () 少しはあると思う
- ③ () ほとんどないと思う
- ④ () 全くないと思う
- ⑤ () その他

★8 そう答えた理由を具体的なエピソードを交えながら記入してください。

★9 現在（コロナ禍）の子どもたちには「子どもが休息や余暇、遊びを楽しむこと、いろいろなことを通して学んだり、文化や芸術の活動をしたりすること」ができていると思えますか。

- ① () 十分できていると思う
- ② () 少しはできていると思う
- ③ () ほとんどできていないと思う
- ④ () 全くできていないと思う
- ⑤ () その他

★10 そう答えた理由を具体的なエピソードを交えながら記入してください。

★11 新型コロナウイルス感染症が流行する以前、子どもたちには「子どもが休息や余暇、遊びを楽しむこと、いろいろなことを通して学んだり、文化や芸術の活動をしたりすること」ができていたと思いますか。

- ① () 十分あると思う
- ② () 少しはあると思う
- ③ () ほとんどないと思う
- ④ () 全くないと思う
- ⑤ () その他

★12 そう答えた理由を具体的なエピソードを交えながら記入してください。

★13 「子どもが休息や余暇、遊びを楽しむこと、いろいろなことを通して学んだり、文化や芸術の活動をしたりする権利」があります。そのためには子どもは「安心して過ごすことのできる居場所を持つこと」が必要になります。「子どもの居場所を持つこと」について、意見を聴かせてください。

できれば、4ページの前半に書いている文書（「[\[\]](#)」）を改めて読んでいただき、どんなことでも構いませんので、居場所づくりへの思いや居場所で子どもへの接し方等について思うことなど、あなたの意見を聴かせてください。



皆さんからいただいた意見は、子どもの権利条例委員会にそのまま報告します。子どもの権利条例委員会は、皆さんの意見をもとに検討して、子どもの居場所づくりを泉南市で進めていくための意見を市長に提出します。

3.意見交換会まとめ(一般市民モニター分)

【内容】

1. 自己紹介、ウォーミングアップ(バースデーチェーン)

2. 一般市民モニターの役割について

子どもの権利条例市民モニターには、泉南市子どもの権利に関する条例(平成24年泉南市条例第26号)第16条第3項の規定により、本市における子どもの最善の利益の具体的な実現に貢献していくことができるよう、泉南市子どもの権利条例委員会と協力・連携し、この条例の運営状況を検証するための活動を行う役割があることを説明した。あわせて、モニター会議で出された意見は、条例委員会が市長に提出する市長報告書に反映し、市の子どもの関する施策の実施に反映されることを説明した。

3. 第9次泉南市子どもの権利条例委員会報告書内容について(条例委員より)

- ① これまでは条例委員会全員が参加してきたが、今回は、市民委員のみが参加している。10年たってモニター会議の形も変わっていく時期に来ているという思いで参加している。
- ② これまでは、行政が中心になって広報をしてきて、子どもの権利に関して情報が届いていない人もいたという感じだったが、10年の間に子ども会議や市民モニターなどで学ぶ人が出てきたりという感じで、子どもの権利について学ぶ人がたくさんできてきている、この輪をもっと広げて欲しいという意味合いも9次報告には入っている。
- ③ 市長報告書は、報告事項Ⅰと報告事項Ⅱに分かれている。報告事項Ⅰは重点的に取り組まないといけないのではないかということについて条例委員会が市長に報告している部分、報告事項Ⅱは行政が子どもの権利に関する事業について評価も含めて報告している。この報告事項Ⅱが分厚くなっている。つまり、行政の人たちが子どもの権利に関わる事業が第7次報告以降、きちんと文章として入るようになったことは大きい。行政のみなさんが実施している報告事項Ⅱに載っている事業について、その実施が本当に子どもにやさしいまちに向かうためのものになっているか、その実施の仕方でも市民に伝わる条例の広報になっているかという部分について、条例委員会が報告した。第3章でチェック機能を位置付けている。これがとても大事な条文。これがあるから、条例委員会やこの会議が行われている。今日は、ちゃんと広報がみんなに届いているか、特に子ども達に届いているか、子ども達の声聴くシステムができているか、というようなところを報告している。

4. モニタリングⅠ

「みんなに子どもの権利条例を知ってもらえているかどうか(「条例の実施と広報」条例第15条第2項)」について、子どもモニターのアンケート及び一般市民モニターのアンケート結果を報告し、2つのグループに分かれて話し合った。出された意見は以下のとおり。

(課題)

- ・ 広報せんなんは見ない
- ・ ホームページは見にくい。情報が探しにくい
- ・ 困っている時にはホームページで検索しない
- ・ HPは情報が載りすぎているので、見ようとしにくい

- ・ SNSは子ども向けにつくられていない
- ・ 学校で学ぶには子ども向けの教材がない
- ・ 広報は家庭ごとに届くが、子どもには届かない

(現状)

- ・ 使うのはライン
- ・ ワクチン接種の際に、泉南市のラインアカウントはとっている
- ・ You Tube を活用している市がある
- ・ 子どもが見るのは動画が多い
- ・ 以前子ども会議で動画「子どもせんなんニュース」を作ったが、その効果が大きくて結構その動画を知っている人がいる
- ・ 研修や講演会に何回も参加することで、子どもの権利についてわかるようになってきた

(どうすればいいか)

- ・ You Tube でスキップできない広告があるが、そういうところで、「今月の権利ニュース」のような動画を入れる
- ・ 11月20日の広報について動画をつくってもっと周知する。
- ・ 子ども向けにゲーム・クイズなどのサイトを作る
- ・ 学校できっかけづくりをする
- ・ 知ってもらうために4コマとか簡単な文章にする
- ・ 子ども向け広報をつくる
- ・ インスタなどでインパクトのある画像を掲載し興味を持ってもらう。そこからより深く学びたいという人が動画やホームページなどを見て子どもの権利について学べるという流れをつくる
- ・ 広報にQRコードを掲載する
- ・ 学ぼうとするのではなく、実は子どもの権利だったと感じるようなことが大事
- ・ 繰り返して学べることが大事

5. モニタリングⅡ

「子どもの『休息や余暇、遊び』そして『居場所』について(「子どもの居場所づくり」条例第7条)」について、子どもモニターのアンケート及び一般市民モニターのアンケート結果を報告し、2つのグループに分かれて話し合った。出された意見は以下のとおり。

(居場所となる施設について)

- ・ 中学生は学校以外にも居場所は必要
- ・ 小学校の校庭、校舎の開放
- ・ 青少年センターは知らない
- ・ 市民交流センターも知らない
- ・ もっと近くにまわってきてほしい
- ・ 校区に1つ公民館があれば
- ・ 図書館を夜まであけてほしい

- ・公民館のロビー、部屋など近くがいい
- ・老人集会所の開放
- ・デイセンターを利用できないか
- ・公民館・図書館・青少年センターなどを曜日別に開ける。週に1回空いている時間をつくってもらう

(居場所に求めるもの)

- ・「話したい」って気持ちをメールする、集まる
- ・どうにもならない話を誰かに話したい
- ・信頼できる人に伝えたい
- ・作業（あそび・勉強）しながら話をする
- ・しゃべりたい、つどいたい
- ・しんげ広場などの遊び場で大人と子どもと一緒に遊びながら相談ができる
- ・愚痴をはける

(居場所の周知)

- ・この日この場所があいているという情報を流す
- ・自分の居場所は自分で選べる。そのための情報提供が必要
- ・子ども達の安らぎ場というようなサイトを作って、ラインで子どもたちに情報提供する
- ・保育マップの子ども版をつくって、どこでどんな居場所があるかを周知する
- ・自分にはこういう居場所があるということを知ること、その情報の中から自分の思う居場所を選択できるようにする
- ・いま地域にあるボランティア活動団体同士が、ネットワークでつながって情報交換できることが大事
- ・居場所を運営する、人をどうするか

(その他)

- ・大人は公園などでの子どものにぎやかな声に厳しい
- ・居場所は箱ではない
- ・行きたいという気持ちがある場所が居場所となるので、居場所だと思える場所は変化する
- ・居場所がなくてつらい思いをする子どもを減らすことも大事
- ・子ども食堂などの居場所づくり支援活動をしている団体を行政が支援するようなネットワークをつくる
- ・貧困は連鎖する。その解消は大学に行くこと。そのために学習支援が必要で、その場所が居場所になる
- ・若い世代がボランティアとして、青少年センターなどの居場所にてほしい。子どもにはロールモデルになる人に合えるというメリット、ボランティアにとっては成長するといいい機会になる

6. おわりに

モニター会議の議論から考えられる今後の課題は次の通り。

(広報について)

これまで実施してきた広報せんなんやホームページを使った周知は、子どもや若者には届いていないという課題が見られた。子どもや若者にどう伝えていくかについては、You Tube やインスタなどのSNSを活用し、まずは子どもの権利について知らない人たちが興味を持ってくれるようなきっかけをつくる必要で、きっかけとなる動画を見て、より深く内容を知りたいという人が今のHPの情報にアクセスできるという流れを作ることで、条例の周知につながるという提案があった。

また、学校を権利について学ぶ入り口として位置づけ、子ども達にわかりやすい教材をつくって学んでもらったり、4コマ漫画やわかりやすい文章で子ども向けの広報をつくったりして、子ども達に知ってもらうことが大事だという意見もあった。

会議で出された意見を参考に、子どもや若者に向けた啓発方法について検討していかなければならない。

(居場所について)

今ある施設を居場所として活用していくための意見とともに、居場所とはなにかについても意見が出された。その中で、居場所とは物理的な場所だけではなく、精神的な居場所、例えば、自分の思いを話せる場所、信頼できる誰かと話ができる場所を必要としていることがわかった。また、子どもにとって新たな価値観が生まれる、新たな意欲がうまれる場所も居場所の機能になるのではないかという新たな視点に気づくことになった。

居場所に関する周知については、子ども達が何を求めているかで居場所が異なることから、どこに居場所があるのか、その居場所では何ができるのかについて子ども達が知り、その居場所の中から自分のいたい場所を選択できる情報提供が必要であるという提案があった。

また、子どもが社会から必要な支援を受けることができるようなネットワークづくりが必要だという意見もあった。条例第11条（せんなん子ども支援ネットワーク）については、現在まだ事業着手には至っていないが、モニター委員からこういった意見が出されるようになったことは、条例制定から10年が経過して条例の運営についても、次のステップに進んでいるのではないかと感じる内容となった。

今回は、初めて一般市民モニター募集に応募してくれた大学生のモニターの方がいた。中学生時代に子ども市民モニターに参加した経験があり、できるのであればもう一度と思って応募してくれたとのことで、1回きりの活動がこうやってつながっていることをうれしく思った。また、今回は子ども会議のOBにも参加してもらい、若者世代を含めた幅広い年代の方にモニターとして意見交換を行ってもらった。そのため、アンケートでは「活発な議論ができた」や「内容が充実していた」という意見も見られ、モニター委員同士の刺激にもなったようだ。若者世代の理解者を増やしていくことが大切だと実感した。

新型コロナの感染拡大により、子どもモニターに参加していただくことができずに残念であったが、中高生や若い世代、一般の人たちがこのようにまちづくりについて忌憚なく意見交換するしくみを今後も継続していきたい。

市民モニター委員会議参加者コメントシートより

地域について、たくさんの意見を聞けてとても参考になりました。これからの泉南はもっと子どもが中心となり、おとなたちがそれをサポートできる町にしたいなあっと改めて思いました。(20代)

地域の人同士で子どものために何ができるか議論できて、とても良かったです。議論で出た意見を実現できるように、市民と行政が協力してできるように継続して職員さん頑張って下さい！(20代)

私は居場所のこととか権利のこととかを考えたことがなかったため、こんなに会議が白熱していることに驚きました。同時に私が子どもの時にもこんなに多くのおとなが子どもについて考えてくれていることにとても嬉しくなりました。でも、やはりそれを知らなかったので、広報力が弱く、課題だと思いました。今回のことを本当に実現してほしいと思いました。(10代)

今日も子どもについての話をきいて、色んなことに気付かされました。おとな向けの内容はいっぱいあるのに、子ども向けの説明してくれる動画などがあまりに少なかったり、ユニセフについての子ども向けの動画がない！ってことにも驚きました。子どもの居場所が人によって違うので、(公園も居場所じゃないことにびっくりです！)今ある情報をすべて提示して、利用方法はこのアドレス、QRコードですぐわかるようにして、自分の居場所を選べるようになったらいいなと思います。どんどん良くなってきている感じがするので、知ってもらうことが大事だと思いました。

若い方の力強さやしっかりした考え方に接して勉強になりました。広報についても具体的な(子どもたちのための動画や学校での指導に必要な資料づくりなど)意見ができてよかったです。子どもの居場所でもひとりひとり要求するもの、もとめているものが違うのでたくさんの選択肢があるよう考えていかなくてはと感じました。広報の大切さも感じました。ありがとうございました。

今回は10歳、20歳の青年が参加してくださり、子ども時代を経験して今思う事を語ってくれたのがとても意義深く、内容も充実していたと思います。若い人にパワーに今後とも、期待しています。今日もたのしかったです。

中学生がいなかったのが意外でしたが、若者が3人、高い関心を持って参加していてくれて、活発な議論ができました。若者の現在を知らない広報にしても、居場所にしても子どもの権利を考えた施策につながらないと思います。行政のおとなの視点にとられず、泉南の子どもの意見を取り入れ「やさしいまち」になってほしいです。

